

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分及び保護停止決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年9月19日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件変更処分」という。）及び令和元年10月2日付けで行った保護停止決定処分（以下「本件停止処分」といい、本件変更処分と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、要するに、以下の理由から、本件各処分の違法性及び不当性を主張しているものと解される。

現住居に係る月々の家賃は、契約書により、代理納付が指定されている。

本件処分により、10月末までに支払うべき（11月分の）家賃のほかに、9月末までに支払わなければならない10月分の家賃を支払うよう本件会社から連絡を受けてしまった。さらに、10月分の家賃のほかに保証会社から手数料（550円）を上乗せ

された督促状まで受け取ることになってしまった。

せっかく、自立した生活を始めることができた、その初月に、いきなり、家賃2か月分を負担せよとは、あまりに大きな負担である。

代理納付による納付時期の特例は、あくまで、処分庁と本件会社とのものであり、請求人は、一切、通知を受けておらず、請求人に責任はない。

よって、現住居に係る10月分の家賃（9月末日までの支払義務分）は、処分庁の支援対象であり、併せて、手数料（550円）については、処分庁の対応により発生したものであるから、処分庁が負担すべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 7月 10日	諮問
令和 2年 9月 18日	審議（第47回第2部会）
令和 2年 10月 23日	審議（第48回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限

度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

そして、法 8 条 1 項の規定によれば、保護は厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

また、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 10 によれば、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第 8 によって認定した収入との対比によって決定すること。」とされている。

(2) 職権による保護の変更について

法 25 条 2 項及び同項が準用する 24 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(3) 保護の停止又は廃止について

法 26 条の規定によれば、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

そして、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の

取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第10・問12(答)1・(2)によれば、「保護を停止すべき場合」として、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」が挙げられている。

(4) 収入申告義務について

法61条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(5) 住宅扶助の支払方法及び代理納付について

法14条の規定によれば、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとされている。

また、法33条4項の規定によれば、住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずるものに対して交付するものとされている。

そして、法37条の2及び法施行令3条の規定によれば、保護の実施機関は、法33条4項の保護金品について、法14条各号に掲げる事項の提供に関する債権を有する者に対して、被保護者に代わり、支払うことができるとされ、当該支払があった場合は、被保護者に対して保護金品の交付があったものとみなすとされている。

2 本件各処分について

(1) 処分庁は、請求人から本件就労先に就労する予定であるとの

本件就職届出書が提出されたことから、その記載内容を確認したところ、就労収入の予定額から必要経費等を控除した額（131,600円）が、令和元年10月の請求人の最低生活費に相当すると判断したことから、請求人の同月分の保護費の支給額を0円に変更する旨の保護変更処分を決定し（本件変更処分）、その旨、請求人宛てに通知したことが認められる。

(2) そして、処分庁は、請求人から本件収入申告書等が提出されたことから、収入認定を行った上で、令和元年10月分の要否判定を行ったところ、収入認定額（172,469円）が同月の請求人の最低生活費（140,822円）を明らかに上回ることから、請求人の保護を停止することを決定し（本件停止処分）、その旨、要否判定書の写しを添えて請求人宛てに通知したことが認められる。

(3) 以上のことから、本件各処分はいずれも、上記1の法令等の規定に則り、適正になされた処分であると認められ、違算等も認められないから、本件各処分に、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のことから、本件各処分の違法、不当を主張するが、上記2のとおり、本件各処分は、本件就職届出書及び本件収入申告書等が提出されたことから、処分庁が、それらの内容を確認した上で、上記1の法令等の規定に基づきそれぞれ行ったものであり、また、請求人の給与収入によれば、保護の必要性が認められないことについては、関係記録上も明らかなのであるから、請求人の主張をもって、本件各処分の取消理由とすることはできない。

なお、請求人は、処分庁により、令和元年10月分の現住居に係る家賃及び保険料の支払がなされていないとして、本件各処分

の取消しを求めているが、そもそも同月分の家賃等は同月分の保護費の対象となるものであるところ、請求人は、本件収入認定額が最低生活費を上回るとして同月分から保護費の支給が停止されている。また、住宅扶助費の支給時期については、法に支給日に関する具体的な定めがなく、その具体的な支給時期をどうするかについては、生活保護行政の効率性や公平性を確保する必要もあるから、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられていると解されているため（平成27年6月24日横浜地方裁判所判決同旨。判例地方自治412号16頁参照）、請求人に係る住宅扶助費について、処分庁が、毎月初めの保護費の支給時期に当月分の家賃に相当する金額を代理納付により支給する取扱いを行ってきたことは、処分庁の合理的な裁量の範囲内での取扱いであったものと認められる。

よって、この点に関する請求人の主張をもって、本件各処分の取消理由とすることはできないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来